



平成18年 5月 19日

各 位

会社名 株式会社 ハルテック
代表者名 取締役社長 會 田 正
(コード番号 5916 東証・大証第1部)
問合せ先
取締役執行役員管理担当 北 垣 一 郎
(TEL . 03 - 5847 - 0411 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 決定公告を当社ホームページで行うことで株主の皆さまの利便性を向上させると共に公告掲載費用節減のため、電子公告制度(平成16年法律第87号)を採用します。やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載することとします。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社の定款を変更します。

株主総会における充実した情報開示の観点から、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類を一定期間インターネット開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなすことができることとなったため規定を新設します。

監査役の異議がない場合かつ、全取締役の同意がある場合に限り、取締役会の書面決議が可能となったことに伴い、緊急時の機動的な対応が行えるよう規定を新設します。

有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設します。

議決権代理行使における代理人の員数を制限することができることとします。

会計監査人が会社の機関となったためその章を新設します。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正を行うものです。

会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項についても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[公告方法] <u>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>[発行する株式の総数、1単元の株式数及び単元未満株券の不発行] <u>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 3873 万 7 千株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに、相当する株式数を減ずる。</u> 2 当社の <u>1 単元の株式の数は、1000 株とする。</u> 3 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[取締役会決議による自己株式の買受け] <u>第 6 条 当社は、商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>[機 関] <u>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>[公告方法] <u>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>[発行可能株式総数] <u>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3873 万 7 千株とする。</u> (削除) 2 当社の <u>単元株式数</u>は、1000 株とする。 3 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>[株券の発行] <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>[自己の株式の取得] <u>第 8 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会に決議によって自己株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[株券の種類] <u>第 7 条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[名義書換代理人] <u>第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</u> 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、単元未満株式の買取り、株券の再交付、株券喪失登録の手續、株式に関する諸届の受理、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(削除 第 1 1 条に吸収)</p> <p>[株主名簿管理人] <u>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[株式取扱規則]</p> <p><u>第 9 条 当社の株式の名義書換、单元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続、実質株主通知の受理、その他株式に関する取り扱い及び手数料に関しては、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[基準日]</p> <p><u>第 1 0 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p><u>2 本定款に定めるもののほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>[招集]</p> <p><u>第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎決算期後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にその都度これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>[招集者及び議長]</p> <p><u>第 1 2 条</u> （ 条文省略 ）</p>	<p>[株式取扱規則]</p> <p><u>第 1 0 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>[招集]</p> <p><u>第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>[定時株主総会の基準日]</p> <p><u>第 1 2 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>[招集権者及び議長]</p> <p><u>第 1 3 条</u> （ 現行どおり ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[決議の方法]</p> <p>第 1 3 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</p> <p>[議決権の代理行使]</p> <p>第 1 4 条 株主は代理人により、その議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主に限るものとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>[議事録]</p> <p>第 1 5 条 株主総会の議事録には、議事の経過、要領及び結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行い、これを 1 0 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備えおく。</p>	<p>[株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供]</p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>[決議の方法]</p> <p>第 1 5 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>[議決権の代理行使]</p> <p>第 1 6 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="272 309 639 338">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="193 376 293 405">〔員数〕</p> <p data-bbox="188 412 791 441">第 1 6 条 当社の取締役は 1 0 名以内とする。</p> <p data-bbox="193 517 293 546">〔選任〕</p> <p data-bbox="188 553 547 582">第 1 7 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="225 589 804 692">2 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p data-bbox="225 730 547 759">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="193 835 293 864">〔任期〕</p> <p data-bbox="188 871 804 974">第 1 8 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="193 1012 432 1041">〔取締役会の招集〕</p> <p data-bbox="188 1048 574 1077">第 1 9 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="432 1153 557 1182">(新 設)</p> <p data-bbox="193 1355 405 1384">〔取締役会規則〕</p> <p data-bbox="188 1391 804 1494">第 2 0 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に別段の定めのある場合を除き取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p data-bbox="884 309 1278 338">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="836 376 936 405">〔員数〕</p> <p data-bbox="831 412 1442 479">第 1 7 条 当社の取締役は、<u>1 0 名以内とする。</u></p> <p data-bbox="836 517 986 546">〔選任方法〕</p> <p data-bbox="831 553 1185 582">第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="868 589 1442 730">2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="868 736 1185 766">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 842 936 871">〔任期〕</p> <p data-bbox="831 878 1442 981">第 1 9 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="836 1019 1075 1048">〔取締役会の招集〕</p> <p data-bbox="831 1055 1214 1084">第 2 0 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 1122 1160 1151">〔取締役会の決議の省略〕</p> <p data-bbox="831 1158 1442 1299">第 2 1 条 当社は、<u>会社法第 3 7 0 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p data-bbox="836 1337 1048 1366">〔取締役会規則〕</p> <p data-bbox="831 1373 1442 1514">第 2 2 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に別段の定めのある場合を除き取締役会の定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[代表取締役及び役付取締役] <u>第 2 1 条</u> (条文省略) 2 (条文省略) 3 前項のほか、取締役会はその決議をもって、会社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p>[報酬及び慰労金] <u>第 2 2 条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>第 2 3 条</u> <u>第 2 4 条</u> (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>[員数] <u>第 2 5 条</u> 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>[選任] <u>第 2 6 条</u> (条文省略) 2 監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>[任期] <u>第 2 7 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>[代表取締役及び役付取締役] <u>第 2 3 条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前項のほか、取締役会はその決議をもって、会社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p>[報酬等] <u>第 2 4 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 2 5 条</u> <u>第 2 6 条</u> (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>[員数] <u>第 2 7 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>[選任方法] <u>第 2 8 条</u> (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>[任期] <u>第 2 9 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="175 300 815 336">第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="175 369 815 515">[監査役会規則] 第29条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に別段の定めのある場合を除き監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p data-bbox="175 582 815 694">[報酬及び慰労金] 第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p data-bbox="446 828 590 862">(新 設)</p> <p data-bbox="351 1097 462 1131">(新設)</p> <p data-bbox="351 1198 462 1232">(新設)</p> <p data-bbox="351 1332 462 1366">(新設)</p>	<p data-bbox="815 300 1439 336">第30条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 369 1439 548">[監査役会規則] 第31条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に別段の定めのある場合を除き監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p data-bbox="815 582 1439 728">[報酬等] 第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="815 795 1439 1052">[責任限定契約] 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="957 1086 1252 1120">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="815 1153 1439 1265">[選任方法] 第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="815 1299 1439 1590">[任期] 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>[営業年度及び決算期] <u>第 3 1 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>[利益配当金] <u>第 3 2 条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>[中間配当金] <u>第 3 3 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、中間配当金(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配) を支払うことができる。</u></p> <p>[配当金の除斥期間] <u>第 3 4 条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過した時は支払の義務を免がれるものとする。</u></p> <p>附 則 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>[事業年度] <u>第 3 6 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</u></p> <p>[剰余金の配当の基準日] <u>第 3 7 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u> <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>[中間配当] <u>第 3 8 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>[配当の除斥期間] <u>第 3 9 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>附 則 (削 除)</p>